

奈良市公報

第 2 4 0 号

平成21年1月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

○奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則……………1

告 示

○一般競争入札の実施……………2
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………3
○開発行為に関する工事の完了……………4
○障害者自立支援法の規定による地域生活支援事業の実施に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正…4
○奈良市在宅重度身体障害者緊急通報システム実施要綱の一部を改正する告示……………4
○放置自転車等の保管……………10
○都市計画緑地の変更案の公衆縦覧……………10
○インフルエンザ予防接種の実施の一部改正……………10
○住居番号の設定……………11
○都市計画地区計画の原案の公衆縦覧……………11
○差押調書の公示送達……………11
○道路の位置指定……………11
○納期限変更告知書の公示送達……………11
○最高価申込者等決定通知書の公示送達……………11
○都市計画高度利用地区の変更……………12
○放置自転車等の保管……………12
○梅の郷月ヶ瀬温泉の臨時開場……………12
○放置自転車等の保管……………12
○放置自転車等の処分……………12
○差押書の公示送達……………12
○大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会委員の選挙の届出のあった候補者……………13
○大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会委員の選挙の無投票……………13
○道路の位置指定……………13
○開発行為に関する工事の完了……………13
○放置自転車等の保管……………14
○一般競争入札の実施の一部変更……………14
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………14
○生活保護法の規定による医療機関の指定……………14
○住居番号の変更……………14
○開発行為に関する工事の完了……………14

○放置自転車等の保管……………15
○開発行為に関する工事の完了（2件）……………15
○都市計画生産緑地地区の変更……………15
○農業振興地域整備計画の変更案の縦覧……………15
○農用地利用集積計画の縦覧……………16
○放置自転車等の保管……………16
○平成20年度奈良市一般会計補正予算等の要領……………16
○平成21年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領……………22
○平成21・22年度奈良市物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領……………25
○一般競争入札の実施……………27
○奈良市転害門前観光駐車場の臨時開場……………28
○放置自転車等の保管……………28
○配当計算書の公示送達……………28
○平成20年度市・県民税納税通知書の公示送達……………28

公 営 企 業

○一般競争入札の実施……………28
○奈良市水道局指定給水装置工事業者の指定（2件）……………29
○一般競争入札の実施……………29
○平成21年度奈良市水道局建設工事等入札参加資格審査申請要領……………30
○平成21・22年度奈良市水道局物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領……………32

教 育 委 員 会

○定例教育委員会の開催……………35

選挙管理委員会

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等……………35
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………35

農 業 委 員 会

○農地部会の招集……………35

規 則

奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月1日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第64号

奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

奈良市障害者自立支援法施行細則（平成18年奈良市規則

第80号)の一部を次のように改正する。

別表中

自動消火器	障害等級2級以上及び療育手帳Aの者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。)
-------	--

自動消火器	障害等級2級以上及び療育手帳Aの者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。)
-------	--

緊急通信機器	18歳以上で、障害等級2級以上の者(日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある単身世帯に属する者又は障害者のみの世帯若しくは障害者と65歳以上の者(65歳未満の者であって、特に必要であると認められる者を含む。)のみの世帯に属する者で、その同居者も虚弱なものに限る。)
--------	---

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成20年12月1日揭示済)

告 示

奈良市告示第636号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成20年12月1日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

都市水環境整備下水道築造工事(公11)大森町地内ほか33件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(入札参加者に必要な資格)

- (1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による

経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。(電子入札参加に必要な資格)

- (1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事及び建築一式工事の等級がA及びBに格付されていること。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成20年12月4日までは閲覧コーナー、同月5日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便

- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり

- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 郵便入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成20年12月4日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課（場合によっては閲覧コーナー）に持参してください。

9 郵便入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年12月5日までに入札参加申請者に通知します。

10 電子入札に関する事項

(1) 電子入札の入札参加申請期間

平成20年12月1日から12月4日までの午前9時から午後5時まで

(2) 電子入札の参加確認通知日

平成20年12月5日までに入札参加申請者に通知します。

(3) 入札書の提出期間

平成20年12月8日から入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(4) 電子入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 他人のＩＣカードを使用した入札
- ウ 入札金額等必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書
- エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- オ その他市長の定める入札条件に違反した入札

3 供用を開始する排水施設の位置

(5) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(6) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。

11 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課

電話 0742-34-4743

別表省略

(平成20年12月1日揭示済)

奈良市告示第637号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成20年12月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成20年12月1日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 藤原 昭

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成20年12月15日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

奈良市中山町、秋篠町、敷島町一丁目、六条二丁目、井上町、八条町、四条大路二丁目、古市町、神殿町及び山町の各一部

管 渠 番 号	起 点	終 点
中山幹線－72	奈良市中山町44－1	奈良市中山町44－1
山陵第2幹線－92	奈良市秋篠町1672－2	奈良市秋篠町1667
山陵第2幹線－93	奈良市秋篠町1718	奈良市秋篠町1718
あやめ池北幹線－118	奈良市敷島町一丁目1226－2	奈良市敷島町一丁目1120－4
あやめ池北幹線－119	奈良市敷島町一丁目1121－24	奈良市敷島町一丁目1121－113
六条第2幹線－122	奈良市六条二丁目1131－3	奈良市六条二丁目1131－3
大森幹線－47	奈良市井上町5－3	奈良市井上町5－3
都跡幹線－299	奈良市八条町355－3	奈良市八条町363－1
平城幹線－15	奈良市四条大路二丁目831－5	奈良市四条大路二丁目832－11
北永井幹線－316	奈良市古市町1325－2	奈良市古市町1322－5
明治幹線－245	奈良市神殿町588－3	奈良市神殿町587－1

帯解幹線－159	奈良市山町614－2	奈良市山町609
帯解幹線－160	奈良市山町156－2	奈良市山町152－2

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成20年12月1日揭示済)
- 奈良市告示第638号及び第639号は、奈良
市公報号外第2号に掲載

奈良市告示第640号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規
定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと
おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、開発指導課にお
いて一般の閲覧に供します。

平成20年12月1日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成20年9月29日 奈良市指令都整開 第08A－22号
平成20年11月17日 奈良市指令都整開 第08A－22－
1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成20年12月1日 第1150号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市出屋敷町139番地の4及び140番地の2
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市古市町529－4
社会福祉法人 こぶしの会 理事長 藤井正紀
(平成20年12月1日揭示済)

奈良市告示第641号

障害者自立支援法の規定による地域生活支援事業の実施
に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年奈良市告
示第594号）の一部を次のように改正し、平成20年12月1
日から適用します。

平成20年12月1日

奈良市長 藤原 昭

- 1 日常生活用具給付事業の部分の表中
- | | |
|--------|--------|
| 自動消火器 | 28,700 |
| 自動消火器 | 28,700 |
| 緊急通信機器 | 67,600 |
- 改める。
- (平成20年12月1日揭示済)

奈良市告示第642号

奈良市在宅重度身体障害者緊急通報システム実施要綱の
一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年12月1日

奈良市長 藤原 昭

奈良市在宅重度身体障害者緊急通報システム実施要
綱の一部を改正する告示

奈良市在宅重度身体障害者緊急通報システム実施要綱
(平成7年奈良市告示第328号)の一部を次のように改正す
る。

第1条中「緊急通信機器を設置し」を「設置された緊急
通信機器を利用し」に改める。

第2条第1項中「重度身体障害者」を「障害等級2級以
上の身体障害者」に改め、「電話」の次に「及び緊急通信
機器」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 障害者のみの世帯又は障害者と65歳以上の者（65歳
未満の者であって、特に必要であると認められる者を
含む。）のみの世帯に属する者で、その同居者も虚弱
なもの

第2条第2項中「奈良市在宅老人緊急通報システム実施
要綱」を「奈良市在宅高齢者緊急通報システム実施要綱」
に改める。

第3条中「緊急通報システム利用申請書（別記第1号様
式）を市長」を「奈良市在宅重度身体障害者緊急通報シス
テム利用申請書（別記第1号様式）に承諾書（別記第1号
様式の2）を添えて、市長」に改める。

第4条中「緊急通報システム利用決定（却下）通知書」
を「奈良市在宅重度身体障害者緊急通報システム利用決定
（却下）通知書」に改める。

第5条を次のように改める。
(費用負担)

第5条 前条の規定により利用決定した者（以下「利用者」
という。）又は利用者を現に扶養する者は、緊急通報シ
ステムの利用に要する電話使用料（基本料金（付加料金を
含む。）及び通話料をいう。）を負担しなければならない。
第6条及び第7条を削る。

第8条中「緊急通報システム申請事項変更・資格喪失・
辞退届」を「奈良市在宅重度身体障害者緊急通報システ
ム申請事項変更・資格喪失・辞退届」に改め、同条を第6条
とする。

第9条中「緊急通報システム利用中止決定通知書」を
「奈良市在宅重度身体障害者緊急通報システム利用中止決
定通知書」に、「機器を撤去する」を「緊急通報システ
ムの利用を中止する」に改め、同条を第7条とする。

別記第1号様式を次のように改める。

別記
第1号様式（第3条関係）

奈 良 市 在 宅 重 度 身 体 障 害 者
緊 急 通 報 シ ス テ ム 利 用 申 請 書

年 月 日

（あて先）奈良市長

住 所
申請者 氏 名
電 話

（続柄）

奈良市在宅重度身体障害者緊急通報システムを利用したいので、次のとおり申請します。

対 象 者	（フリガナ） 氏 名		男・女	生年月日	年 月 日
	住 所	奈良市		血 液 型	型
			電 話	—	

同居者及び 近 親 者 の 状 況	氏 名	住 所	続 柄	年 齢	同居・別居	電 話
緊急連絡先						

対象者の日常 の生活状態						
心 身 の 状 況	障害の部位			身体障害者手帳	種 級	
	慢性疾患	病名		主治医	病院	
	視 力	1 普通	2 弱視	3 喪失	TEL	
	聴 力	1 普通	2 やや難聴	3 難聴		
	言 語	1 普通	2 障害あり	3 喪失		
	歩 行	1 普通	2 歩行器、杖が必要	3 介助が必要		
	記 憶	1 普通	2 やや悪い	3 大変悪い		
意思の疎通	1 普通	2 やや悪い	3 大変悪い			

対象者_____の協力員になることを承諾します。

協力員	フリガナ 氏 名	㊞			男・女	電話番号	
	住 所						
	生 年 月 日		続柄		職 業		
協力員	フリガナ 氏 名	㊞			男・女	電話番号	
	住 所						
	生 年 月 日		続柄		職 業		
協力員	フリガナ 氏 名	㊞			男・女	電話番号	
	住 所						
	生 年 月 日		続柄		職 業		

対象世帯の状況は、次のとおりです。

(該当する事項を補充の上、○印を付けてください。)

- (1) ひとり暮らし
- (2) 障害者のみの世帯又は障害者と65歳以上の者(65歳未満の者であって、特に必要であると認められる者を含む。)のみの世帯に属する者で、その同居者も虚弱なもの

民生委員 住 所
氏 名

㊞ (電話 —)

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2（第3条関係）

承 諾 書

年 月 日

（あて先）奈良市長

住 所

氏 名

㊞

奈良市在宅重度身体障害者緊急通報システムの利用者として承認されたときは、このシステムの運営上必要な次の事項について承諾します。

- 1 緊急通報データとして記録された情報をこのシステムの推進に必要な範囲で活用すること（各関係機関に情報を提示することを含む。）。
- 2 基地局からの通報により訪問した協力員が、必要な範囲において敷地又は住居に立ち入ること。
- 3 基地局からの通報により訪問した協力員が、安否を確認するために行った必要、かつ、やむを得ない行為により受けた損害については、協力員はその損害の責めは負わないこと。
- 4 緊急通報システムの利用中に発生した事故については、故意又は重大な過失によるものを除き、奈良市及び協力員はその責めを負わないこと。

別記第2号様式中

「 緊急通報システム利用決定（却下）通知書 」を
「 奈良市在宅重度身体障害者緊急通報システム
利用決定（却下）通知書 」に、

「緊急通報システムの」を「奈良市在宅重度身体障害者緊急通報システムの」に、

「(2) 機器の設置予定日 年 月 日」を
(3) 緊急通報システム使用開始予定 年 月 日」

「(2) 利用開始予定日 年 月 日」に改め、

「[お願い]

- 1 機器の設置予定日には、必ず家にいてください。 を削る。
- 2 都合の悪い場合は、この通知書が届き次第連絡してください。」

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

奈良市在宅重度身体障害者
緊急通報システム

申請事項変更
資格喪失
辞退

届

（あて先）奈良市長

年 月 日

住所
氏名
（本人との続柄）
電話

届出者

奈良市在宅重度身体障害者緊急通報システムの利用について、次のとおり届け出ます。

利用者	住所	奈良市		
	フリガナ氏名		年 月 日生（ 歳）	

変 更 事 項		変 更 前				変 更 後					
1 住 所		奈良市				奈良市					
2 電 話 番 号		— —				— —					
3 緊急連絡先		フリガナ氏 名									
		住 所									
		生年月日		年 月 日 (歳)		年 月 日 (歳)					
		電話番号									
4 協 力 員		変 更 前		フリガナ氏 名							
		変 更 後	フリガナ氏 名 (男・女)		住 所		奈良市				
					続 柄			生年月日		年 月 日 (歳)	
					職 業			電話番号			
		変 更 前		フリガナ氏 名							
		変 更 後	フリガナ氏 名 (男・女)		住 所		奈良市				
					続 柄			生年月日		年 月 日 (歳)	
					職 業			電話番号			
		変 更 前		フリガナ氏 名							
		変 更 後	フリガナ氏 名 (男・女)		住 所		奈良市				
					続 柄			生年月日		年 月 日 (歳)	
					職 業			電話番号			
5 そ の 他		資 格 喪 失 ・ 辞 退 理 由 ()									

民生委員記入欄

)

別記第4号様式中「(第9条関係)」を「(第7条関係)」に、
「緊急通報システム利用中止決定通知書」を
「奈良市在宅重度身体障害者緊急通報システム
利用中止決定通知書」に、
「緊急通報システムの」を「奈良市在宅重度身体障害者緊急通報システムの」に、

中止年月日	
機器撤去予定日	年 月 日 午前・午後 時

中止年月日	年 月 日
-------	-------

改め、
「[お願い]
1 機器の撤去日には、必ず家にいてください。
2 都合の悪いときは、この通知書が届き次第連絡してください。」
を
削る。

附 則
(施行期日)
1 この告示は、平成20年12月1日から施行する。
(経過措置)
2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市在宅重度身体障害者緊急通報システム実施要綱(以下「旧要綱」という。)第5条の規定に基づき緊急通信機器の給付を受けている者に係る緊急通報システムの利用については、旧要綱第6条及び第7条の規定は、なお効力を有する。

(平成20年12月1日揭示済)

奈良市告示第643号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年12月1日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成20年12月1日
- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定す

る市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

- 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 連絡先
奈良市市民生活部市民安全室市民安全課
電話0742-34-1111代表
(平成20年12月1日揭示済)

奈良市告示第644号

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)緑地を変更するため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成20年12月2日

奈良市長 藤原 昭

- 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)緑地17号 朱雀緑地
- 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市二条大路南三丁目
- 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 縦覧期間
平成20年12月2日から同月16日まで
- 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその内容を具体的に記載し、住所、氏名を併記した文書一通を奈良市長あてとし、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成20年12月16日までに必着するように提出してください。
(平成20年12月2日揭示済)

奈良市告示第645号

平成20年奈良市告示第564号(インフルエンザ予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成20年12月2日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略
(平成20年12月2日揭示済)

奈良市告示第646号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成20年12月2日

奈良市長 藤 原 昭

次のとおり省略

（平成20年12月2日揭示済）

奈良市告示第647号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年奈良市条例第35号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成20年12月2日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画の名称
百楽園五丁目地区計画
- 3 地区計画の位置
奈良市百楽園五丁目の一部
- 4 地区計画の区域
別紙図面のとおりに
- 5 地区計画の面積
約0.9ha
- 6 地区計画の原案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 7 地区計画の原案の縦覧期間
平成20年12月3日から同月17日まで
- 8 地区計画の原案に対する意見の提出方法
この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し、権利を有する土地の付近見取図を添えて、平成20年12月24日必着で、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に提出してください。

別紙省略

（平成20年12月2日揭示済）

奈良市告示第648号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成20年12月2日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

（平成20年12月2日揭示済）

奈良市告示第649号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成20年12月3日

奈良市長 藤 原 昭

申請者住所	奈良市東九条町518番地の3
申請者氏名	野村 昭夫
道路の位置	奈良市東九条町684番1の一部、684番2及び686番の一部
道路の幅員	最大4.25m 最小4.25m
道路の延長	15.22m
指定年月日	平成20年12月3日
指 定 番 号	第20012号

（平成20年12月3日揭示済）

奈良市告示第650号

地方税法（昭和25年法律第226号）第13条の2第1項の規定に基づく納期限変更告知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、同法第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成20年12月3日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 送達をすべき文書
納期限変更告知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

（平成20年12月3日揭示済）

奈良市告示第651号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第106条第2項の規定に基づく最高価申込者等決定通知書については、その送達を受けるべき者の所在地等が不明のため送達することが

できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成20年12月3日

奈良市長 藤原 昭

- 1 送達をすべき文書
最高価申込者等決定通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成20年12月3日揭示済)

奈良市告示第652号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度利用地区を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成20年12月4日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更に係る都市計画の名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度利用地区
- 2 変更に係る高度利用地区の種類
高度利用地区（JR奈良駅周辺A地区）

(平成20年12月4日揭示済)

奈良市告示第653号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年12月4日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年12月4日
- 3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年12月4日揭示済)

奈良市告示第654号

奈良市温泉施設条例（平成17年奈良市条例第42号）第3

条の2第2項の規定により次のとおり臨時に開場します。

平成20年12月5日

奈良市長 藤原 昭

施設名	臨時に開場する日時
梅の郷月ヶ瀬温泉	平成21年1月1日（木） 午前11時から午後9時まで （ただし、入場は午後8時30分まで）

(平成20年12月5日揭示済)

奈良市告示第655号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年12月5日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成20年12月5日
 - 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成20年12月5日揭示済)

奈良市告示第656号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成20年12月5日

奈良市長 藤原 昭

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成20年12月19日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成20年9月2日、同月3日、同月5日、同月8日から同月12日まで、同月16日、同月24日及び同月29日まで

(平成20年12月5日揭示済)

奈良市告示第657号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第68条の規定に基づく差押書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成20年12月 5 日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 送達をすべき文書
差押書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成20年12月 5 日掲示済)

奈良市告示第658号

平成20年12月21日に執行する大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会委員の選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定により届出のあった候補者は、下記のとおりであるので、同条第5項の規定により公告します。

平成20年12月 6 日

奈良市長 藤 原 昭
記

宅地の所有者が選挙する委員の候補者

- 住所 奈良市西大寺芝町一丁目 3 番 8 号
氏名 岡本 博
- 住所 奈良市菅原町199番地の 5
氏名 西上 晴樹
- 住所 奈良市青野町70番地
氏名 上田 明
- 住所 奈良市横領町407番地の 1
氏名 今仲 脩雄
- 住所 奈良市菅原町517番地
氏名 吉松 道雄
- 住所 奈良市菅原町533番地
氏名 梅森 朔夫
- 住所 奈良市菅原町280番地の 1
氏名 鮫田 二郎
- 住所 奈良市西大寺南町 1 番39号
氏名 森本 忠一

(平成20年12月 6 日掲示済)

奈良市告示第659号

平成20年12月21日に執行する大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会委員の選挙については、届け出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行

令（昭和30年政令第47号）第26条の規定により投票を行わないことを公告します。

平成20年12月 6 日

奈良市長 藤 原 昭
(平成20年12月 6 日掲示済)

奈良市告示第660号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成20年12月 8 日

奈良市長 藤 原 昭

申請者住所	奈良市西城戸町 1 番地の 4
申請者氏名	株式会社八州エイジェント 代表取締役 河合 浩
道路の位置	奈良市東九条町236番地の 1 及び242番地の 1 の各一部
道路の幅員	最大4.26m 最小4.20m
道路の延長	72.584m
指定年月日	平成20年12月 8 日
指 定 番 号	第20013号

(平成20年12月 8 日掲示済)

奈良市告示第661号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年12月 8 日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成20年 9 月 8 日 奈良市指令都整開 第08A-25号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成20年12月 8 日 第1151号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市鳥見町二丁目 3 番地の22、3 番地の23、3 番地の58、3 番地の59及び 3 番地の60
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良県吉野郡大淀町北野68-46
有限会社 クリエーティブ・ライフ
代表取締役 瀬戸博之
(平成20年12月 8 日掲示済)

奈良市告示第662号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年12月8日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成20年12月8日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年12月8日揭示済)

奈良市告示第663号

平成20年11月17日付奈良市告示第618号の一部を次のとおり変更し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告する。

平成20年12月9日

奈良市長 藤原 昭

平成20年11月17日付奈良市告示第618号の別表第15項に掲げる工事について次のとおり変更する。

第7項第2号中「告示日から平成20年11月25日まで」を「平成20年12月15日から平成20年12月22日まで」に改める。

第10項第1号中「平成20年11月17日から11月20日まで」を「平成20年12月15日から12月18日まで」に、「平成20年11月17日から11月25日まで」を「平成20年12月15日から12月22日まで」に、同項第2号中「平成20年11月27日」を「平成20年12月24日」に、同項第3号中「平成20年11月28日」を「平成20年12月25日」に改める。

別表第15項を次のとおり改める。

次のとおり省略

(平成20年12月9日揭示済)

奈良市告示第664号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成20年12月9日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
松島眼科クリニック	奈良県奈良市朱雀三丁目6-12	平成20年10月31日

(平成20年12月9日揭示済)

奈良市告示第665号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成20年12月9日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
木のうた薬局紀寺バス停前店	奈良県奈良市紀寺町767	平成20年12月1日
社団法人奈良市薬剤師会 会営病院前薬局	奈良県奈良市平松一丁目32-17-2	平成20年12月1日

(平成20年12月9日揭示済)

奈良市告示第666号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。

平成20年12月9日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成20年12月9日揭示済)

奈良市告示第667号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年12月9日

奈良市長 藤原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成20年8月15日 奈良市指令都整開 第08A-17号
平成20年10月6日 奈良市指令都整開 第08A-17-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成20年12月9日 第1152号
(2) 公共施設 平成20年12月9日 第507号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市百楽園三丁目432番地の28、432番地の52、432番地の64及び432番地の65
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
生駒郡斑鳩町法隆寺西一丁目5番25号
若和住宅株式会社 代表取締役 今邨鐵雄
- 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市百楽園三丁目432番地の28の一部、432番地の

52、432番地の64及び432番地の65の一部
(2) 下水道
奈良市百楽園三丁目432番地の28の一部、432番地の
52の一部、432番地の64の一部及び432番地の65の一部
(平成20年12月 9 日揭示済)

奈良市告示第668号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良
市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域
内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し
たので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成20年12月 9 日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年12月 9 日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅
周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成20年12月 9 日揭示済)

奈良市告示第669号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規
定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと
おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備
部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年12月11日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成18年 5 月17日 奈良市指令都整開 第06 A - 9 号
平成20年12月 5 日 奈良市指令都整開 第06 A - 9 -
1 号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成20年12月11日 第1153号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市法蓮佐保山一丁目99番地の 2
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市南京終町753- 4 中西 晃一
木津川市大字市坂小字松谷22番地 1 井上 博司
奈良市杵町341- 1 鈴木 哲治
(平成20年12月11日揭示済)

奈良市告示第670号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規
定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと
おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備
部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成20年12月11日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成20年 9 月11日 奈良市指令都整開 第08 A - 26号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成20年12月11日 第1154号
(2) 公共施設 平成20年12月11日 第508号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市東九条町491番地、492番地の 1 及び493番地の
3
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市大宮町五丁目 3 番20号
株式会社福岡屋住宅流通
代表取締役 岡田英治
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市東九条町491番地の一部、492番地の 1 の一部
及び493番地の 3 の一部
(2) 下水道
奈良市東九条町491番地の一部、492番地の 1 の一部
及び493番地の 3 の一部
(平成20年12月11日揭示済)

奈良市告示第671号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項にお
いて準用する同法第19条第 1 項の規定により大和都市計画
（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更し
ましたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20
条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規
定により当該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画
室都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成20年12月12日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産
緑地地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市七条一丁目、大森町、杵町、学園中二丁目、学
園大和町一丁目、秋篠早月町、西大寺赤田町一丁目、西
大寺北町一丁目、菅原町、法蓮町、三碓六丁目、宝来四
丁目、四条大路四丁目、恋の窪東町、押熊町及び大安寺
西一丁目の各一部
(平成20年12月12日揭示済)

奈良市告示第672号

奈良農業振興地域整備計画（農業・農村整備計画）、都
祁農業振興地域整備計画及び月ヶ瀬農業振興地域整備計画
を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和
44年法律第58号）第13条第 4 項において準用する同法第11
条第 1 項の規定により公告し、その案を次のとおり縦覧に
供します。

当該農業振興地域整備計画の案について意見がある市民は、平成21年1月12日までに市の意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成21年1月27日までに市にこれを申し出ることができます。

平成20年12月12日

奈良市長 藤原 昭

- 1 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間
平成20年12月12日から平成21年1月12日まで
- 2 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部農林課内
(平成20年12月12日揭示済)

奈良市告示第673号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、当該農用地利用集積計画を次のとおり縦覧します。

平成20年12月12日

奈良市長 藤原 昭

- 1 農用地利用集積計画の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部農林課内
(平成20年12月12日揭示済)

奈良市告示第674号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年12月12日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年12月12日

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		13,942,992 ^{千円}	41,628 ^{千円}	13,984,620 ^{千円}
	1 国庫負担金	11,704,276	65,000	11,769,276
	2 国庫補助金	1,040,426	△23,372	1,017,054
16 県支出金		4,547,264	34,580	4,581,844

3 移動対象区域

近鉄西大寺駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成20年12月12日揭示済)

奈良市告示第675号

平成20年奈良市議会12月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成20年12月15日

奈良市長 藤原 昭

- 1 平成20年度奈良市一般会計補正予算（第3号）
 - 2 平成20年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算（第1号）
 - 3 平成20年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
 - 4 平成20年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 - 5 平成20年度奈良市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
 - 6 平成20年度奈良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 7 平成20年度奈良市病院事業会計補正予算（第1号）
 - 8 平成20年度奈良市水道事業会計補正予算（第1号）
- 別紙

平成20年度奈良市一般会計補正予算（第3号）

平成20年度奈良市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,517,530千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119,943,908千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

	1 県負担金	3,607,980	32,500	3,640,480
	2 県補助金	864,463	1,000	865,463
	3 県委託金	59,863	1,080	60,943
18 寄附金		500	11,500	12,000
	1 寄附金	500	11,500	12,000
20 繰越金		369,212	34,022	403,234
	1 繰越金	369,212	34,022	403,234
22 市債		13,240,100	1,395,800	14,635,900
	1 市債	13,240,100	1,395,800	14,635,900
歳入合計		118,426,378	1,517,530	119,943,908

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		786,654 ^{千円}	△47,856 ^{千円}	738,798 ^{千円}
	1 議会費	786,654	△47,856	738,798
2 総務費		14,236,636	1,836,409	16,073,045
	1 総務管理費	9,955,286	2,027,538	11,982,824
	3 徴税費	1,718,628	△61,462	1,657,166
	4 戸籍住民基本台帳費	554,179	△126,082	428,097
	5 選挙費	100,278	△3,703	96,575
	6 統計調査費	45,562	△360	45,202
	7 監査委員費	93,091	478	93,569
3 民生費		40,426,307	△28,866	40,397,441
	1 社会福祉費	17,346,384	217,290	17,563,674
	2 児童福祉費	12,364,662	△223,767	12,140,895
	3 生活保護費	10,645,564	△15,840	10,629,724
	5 国民年金費 国事務費	68,694	△6,549	62,145
4 衛生費		11,767,316	11,003	11,778,319
	1 保健衛生費	1,358,137	10,338	1,368,475
	2 保健所費	2,207,261	64	2,207,325
	3 清掃費	6,279,739	△3,699	6,276,040
	4 上水道費	1,922,179	4,300	1,926,479
5 労働費		142,778	△3,758	139,020
	1 労働諸費	142,778	△3,758	139,020
6 農林水産業費		594,729	△29,216	565,513
	1 農林費	594,729	△29,216	565,513

7 商 工 費		1,790,168	4,056	1,794,224
	1 商 工 費	1,790,168	4,056	1,794,224
8 観 光 費		948,698	8,297	956,995
	1 観 光 費	948,698	8,297	956,995
9 土 木 費		13,597,353	△240,633	13,356,720
	1 土 木 管 理 費	248,956	△113,832	135,124
	2 道 路 橋 梁 費	2,728,395	△17,664	2,710,731
	3 河 川 費	403,426	△7,695	395,731
	4 都 市 計 画 費	9,603,137	△83,421	9,519,716
	5 住 宅 費	613,439	△18,021	595,418
10 消 防 費		4,370,712	△28,325	4,342,387
	1 消 防 費	4,370,712	△28,325	4,342,387
11 教 育 費		11,589,149	36,419	11,625,568
	1 教 育 総 務 費	2,472,943	△317,252	2,155,691
	2 小 学 校 費	1,743,167	64,186	1,807,353
	3 中 学 校 費	948,429	75,320	1,023,749
	4 高 等 学 校 費	914,968	△1,209	913,759
	5 幼 稚 園 費	1,616,840	191,318	1,808,158
	6 社 会 教 育 費	1,649,091	67,400	1,716,491
	7 保 健 体 育 費	2,243,711	△43,344	2,200,367
歳 出 合 計		118,426,378	1,517,530	119,943,908

第2表 債務負担行為補正

1 追加分

事 項	期 間	限 度 額
都 祁 行 政 セ ン タ ー 建 設 事 業	平成20年度から 平成21年度まで	千円 545,000
仮 称 認 定 こ ど も 園 都 祁 保 育 園 建 設 事 業	平成20年度から 平成21年度まで	588,000

2 廃止分

事 項	期 間	限 度 額
戸 籍 事 務 電 算 化 デ ー タ 作 成 業 務 委 託 料	平成20年度から 平成22年度まで	千円 360,000
指 定 道 路 調 査 業 務 委 託 料	平成20年度から 平成21年度まで	120,000

第3表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
福祉施設整備事業	184,600 ^{千円}	287,100 ^{千円}
義務教育施設整備事業	283,500	434,900
幼稚園施設整備事業	16,000	241,100
社会教育施設整備事業	57,700	94,500
退職手当	1,500,000	2,380,000
計	13,240,100	14,635,900

平成20年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算
(第1号)

平成20年度奈良市の下水道事業費特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ55,

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		3,582,921 ^{千円}	△55,000 ^{千円}	3,527,921 ^{千円}
	1 一般会計金	3,458,921	△55,000	3,403,921
歳入合計		13,264,000	△55,000	13,209,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		5,290,995 ^{千円}	△41,000 ^{千円}	5,249,995 ^{千円}
	1 下水道費	3,662,290	△31,300	3,630,990
	2 下水管渠費	1,453,705	△9,700	1,444,005
2 農業集落排水事業費		696,516	△14,000	682,516
	2 農業集落排水施設整備費	590,900	△14,000	576,900
歳出合計		13,264,000	△55,000	13,209,000

平成20年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

平成20年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16,000

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,209,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2,062,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		482,750 ^{千円}	17,600 ^{千円}	500,350 ^{千円}
	2 国庫交付金	365,750	17,600	383,350
2 繰入金		943,950	△16,000	927,950
	1 一般会計繰入金	943,950	△16,000	927,950
3 市債		619,300	14,400	633,700
	1 市債	619,300	14,400	633,700
歳入合計		2,046,000	16,000	2,062,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 西大寺駅南地区土地画整理事業費		865,000 ^{千円}	27,000 ^{千円}	892,000 ^{千円}
	1 西大寺駅南地区土地画整理事業費	865,000	27,000	892,000
2 JR奈良駅南地区土地画整理事業費		384,500	△11,000	373,500
	1 JR奈良駅南地区土地画整理事業費	384,500	△11,000	373,500
歳出合計		2,046,000	16,000	2,062,000

第2表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
西大寺駅南地区土地画整理事業	405,900 ^{千円}	420,300 ^{千円}
計	619,300	633,700

平成20年度奈良市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成20年度奈良市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15,500

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		3,963,857 ^{千円}	1,250 ^{千円}	3,965,107 ^{千円}
	2 国庫補助金	770,923	1,250	772,173
6 繰入金		2,991,808	14,250	3,006,058

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,237,108千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

	1 一 般 会 計 金 繰 入	2,906,424	14,250	2,920,674
歳 入 合 計		19,221,608	15,500	19,237,108

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		580,683 ^{千円}	15,500 ^{千円}	596,183 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	366,505	15,500	382,005
歳 出 合 計		19,221,608	15,500	19,237,108

平成20年度奈良市簡易水道事業特別会計補正予算
(第1号)

平成20年度奈良市の簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,300

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		378,015 ^{千円}	4,300 ^{千円}	382,315 ^{千円}
	1 一 般 会 計 金 繰 入	362,015	4,300	366,315
歳 入 合 計		857,200	4,300	861,500

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 簡 易 水 道 費 事 業 費		405,660 ^{千円}	4,300 ^{千円}	409,960 ^{千円}
	1 簡 易 水 道 費	313,660	4,300	317,960
歳 出 合 計		857,200	4,300	861,500

平成20年度奈良市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

平成20年度奈良市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,000

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		583,676 ^{千円}	6,000 ^{千円}	589,676 ^{千円}
	1 一 般 会 計 金 繰 入	583,676	6,000	589,676
歳 入 合 計		4,010,000	6,000	4,016,000

歳 出

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ861,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,016,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		62,217 ^{千円}	6,000 ^{千円}	68,217 ^{千円}
	1 総務管理費	41,217	6,000	47,217
歳出合計		4,010,000	6,000	4,016,000

平成20年度奈良市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成20年度奈良市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成20年度奈良市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 病院事業収益	5,763,811千円	220,000千円	5,983,811千円
第1項 医業収益	5,556,531千円	220,000千円	5,776,531千円
	支 出		
第1款 病院事業費用	5,778,000千円	220,000千円	5,998,000千円
第1項 医業費用	5,747,863千円	220,000千円	5,967,863千円

平成20年度奈良市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成20年度奈良市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成20年度奈良市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第1款 水道事業費用	8,670,000千円	△37,720千円	8,632,280千円
第1項 営業費用	6,885,333千円	△37,720千円	6,847,613千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,353,000千円」を「不足する額2,389,321千円」に、「過年度分損益勘定留保資金252,637千円」を「過年度分損益勘定留保資金410,337千円」に、「当年度分損益勘定留保資金2,058,205千円」を「当年度分損益勘定留保資金1,936,826千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第1款 資本的支出	7,075,000千円	36,321千円	7,111,321千円
第1項 施設整備事業費	1,009,163千円	△922千円	1,008,241千円
第2項 施設費	410,721千円	△13,857千円	396,864千円
第3項 配水施設改良費	701,655千円	△4,900千円	696,755千円
第7項 退職給与金	210,000千円	56,000千円	266,000千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	1,933,744千円	△1,399千円	1,932,345千円

（平成20年12月15日揭示済）

平成21年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領

奈良市告示第676号

平成21年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成20年12月15日

奈良市長 藤原 昭

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、平成21・22年度において、奈良市が発注する建設工事、測量および建設コンサルタント等の競争入札に参加する者に必要な資格および申請方法を定めたので、競争入札に参加しようとする方は、以下の要領

により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市外業者（市内に建設業法等に基づく本店および支店等を有しない者）については、今回は基準年受付となり、平成21年度・平成22年度の2年間の有効期間となります。なお、市内業者（市内に建設業法等に基づく本店を有する者）および準市内業者（市内に建設業法等に基づく支店等を有する者）については、追加年受付となり、平成21年度のみ有効期間となります。対象は、新規に申請される方および平成20年2月に申請されなかった方です。

1 入札参加者の資格

- (1) 成年被後見人および被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成19・20年度分の市県民税（法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成20年度分が確定していない場合は、平成18・19年度分）および固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 平成19・20年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。

2 受付期間 平成21年2月16日（月）から同月27日（金）まで（土・日曜日を除く）
※送付分については、平成21年2月2日（月）から受付します。

3 受付時間 午前9時30分～正午、午後1時～午後4時

4 受付場所 奈良市役所庁舎北棟6階 第23会議室
〈問い合わせ先〉奈良市総務部監理課
電話番号 0742-34-4743

5 申請方法 送付受付または持参としますが、準市内業者および市外業者は可能な限り送付申請してください。（送付受付は2月27日までの消印・受付有効とします。後日、入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。）

6 送付先 〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 総務部 監理課 工事入札担当

7 登録有効期間

- (1) 市外業者 2年間（平成21・22年度）
- (2) 市内業者・準市内業者 1年間（平成21年度）

8 有資格者の決定

資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。

9 その他留意事項

- (1) 申請書の添付書類が不足している場合および記載内容が確認できない場合には受付しません。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
- (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、入札参加資格を取り消す場合があります。
- (3) 新規に申請された方は、原則として1年間は入札参

加を留保いたします。

(4) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合はその都度、総務部監理課に変更届を提出してください。

(5) 提出書類はひもとじ又はファイルとじにして提出してください。（各項目ごとにインデックスを貼付）

(6) 提出書類以外に必要なに応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

10 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

(1) 建設業者

建設業法第3条第1項の規定する建設業者で、かつ経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（平成19年10月1日から平成20年9月30日の間に審査基準日を有するもの）を受けている者

<市内業者>（市内に建設業法に基づく本店を有する者）

① 建設工事入札参加資格審査申請書（様式1）

* 平成20年度より、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を受審した9業種（土木工、建築工、とび・土工、電気工、管工、舗装工、塗装工、防水工、造園工）は、最大3業種までの申請となっています。

② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成19年10月1日から平成20年9月30日の間に審査基準日を有するもの）

③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿および工事経歴書（写し）

④ 建設業許可通知書（写し）

⑤ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3か月以内のもの）

⑥ 商業登記登記事項証明書（写し）（法人のみ）

⑦ 納税証明書（写し）

・法人 平成19・20年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成20年度分が確定していない場合は、平成18・19年度分）および固定資産税に係るもの

・個人 平成19・20年度分の市県民税および固定資産税に係るもの

⑧ 国民健康保険納付証明書（写し）（個人業者のみで平成19・20年度分に係るもの）

※ 官公需適格組合（事業協同組合の場合）については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿（組合員の商号又は名称、住所、電話番号および組合における役職名が記載されているもの）および審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

<準市内業者>（市内に建設業法に基づく支店等を有する者）

① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式2）

- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成19年10月1日から平成20年9月30日の間に審査基準日を有するもの）
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
- ④ 工事経歴書
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可申請書〔様式第一号及び別表（役員名・営業所・当該支店又は営業所の有する許可業種を明らかにする部分）を含む写し〕
- ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る）
- ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3か月以内のもの）
- ⑨ 商業登記登記事項証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 納税証明書（写し）
 - ・法人 平成19・20年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成20年度分が確定していない場合は、平成18・19年度分）および固定資産税に係るもの
 - ・個人 平成19・20年度分の市県民税および固定資産税に係るもの

＜市外業者＞（市内に建設業法に基づく本店および支店を有しない者）

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式2）
 - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成19年10月1日から平成20年9月30日の間に審査基準日を有するもの）
 - ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
 - ④ 工事経歴書
 - ⑤ 営業所一覧表
 - ⑥ 建設業許可申請書〔様式第一号及び別表（役員名・営業所・当該支店又は営業所の有する許可業種を明らかにする部分）を含む写し〕
 - ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る）
 - ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3か月以内のもの）
 - ⑨ 商業登記登記事項証明書（写し）（法人のみ）
 - ⑩ 法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）
 - ・法人 （その3）又は（その3の3）様式
 - ・個人 （その3）又は（その3の2）様式
- ※ 税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

1. 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
2. 測量業者（測量法による登録業者）

3. 建築設計業者（建築士法による登録業者）
4. 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
5. 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
6. その他（1～5以外で調査業務等について営業する者）

＜市内業者・準市内業者・市外業者共通＞

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式3）
 - ② 業態調査書（業態調査に記載のない業務については、余白に記入してください。）
 - ③ 技術職員名簿
 - ④ 営業に関し法律上必要とする登録の証明書（写し）
 - ⑤ 財務諸表（直近1年度分）

なお、建設コンサルタント業者、地質調査業者および補償コンサルタント業者にあっては、現況報告書を必ず提出すること。
 - ⑥ 営業所一覧表
 - ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る）
 - ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3か月以内のもの）
 - ⑨ 商業登記登記事項証明書（写し）（法人のみ）
 - ⑩ 納税証明書（写し）
 - ・市内業者および準市内業者
 - 法人 平成19・20年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成20年度分が確定していない場合は、平成18・19年度分）および固定資産税に係るもの
 - 個人 平成19・20年度分の市県民税および固定資産税に係るもの
 - ・市外業者

法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）

 - 法人 （その3）又は（その3の3）様式
 - 個人 （その3）又は（その3の2）様式
 - ⑪ 国民健康保険納付証明書（写し）（市内個人業者のみ・平成19・20年度分に係るもの）
- ※ 税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

(3) 建設工事関係の物品供給業者

- ① 申請書（様式4（市内・準市内）・様式5（市外））
- ② 取扱品目一覧表
- ③ 年間平均取扱高・製造高（販売・納入先等実績）、経営規模（自己資本金、職員数、営業年数）等を示す書類
- ④ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3か月以内のもの）
- ⑤ 商業登記登記事項証明書（写し）（法人のみ）

- ⑥ 納税証明書（写し）
- ・市内業者および準市内業者

法人 平成19・20年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成20年度分が確定していない場合は、平成18・19年度分）および固定資産税に係るもの

個人 平成19・20年度分の市民税および固定資産税に係るもの
- ・市外業者

法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）

法人 （その3）又は（その3の3）様式

個人 （その3）又は（その3の2）様式
- ⑦ 国民健康保険納付証明書（写し）（市内個人業者のみ・平成19・20年度分に係るもの）
- ※ 税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

様式省略

(平成20年12月15日揭示済)

奈良市告示第677号

平成21・22年度奈良市物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成20年12月15日

奈良市長 藤 原 昭

平成21・22年度奈良市物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、平成21・22年度において、奈良市が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他市長が定める契約等の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法等を定めたので、指名競争入札に参加しようとする方は、以下の要領により指名競争入札参加資格審査申請書（物品購入等）を提出してください。

- 1 指名競争入札（見積り）に参加する者に必要な資格
- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成19・20年度分の市・県民税（法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成20年度分が確定していない場合、平成18・19年度分）及び固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 平成19・20年度分の国民健康保険料の滞納がないこと

別表第1

提出書類

番号	書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明
1	指名競争入札参加資格審査申請書（物品購入等） (様式第1号)	○	○	入札参加希望種目は別表第2の取扱種目一覧表より1種目を選択し記入してください。

- と。
- (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可等を受けていること。
- (5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。
- 2 受付期間及び時間
- (1) 受付期間
- 平成21年 2 月16日（月）～平成21年 2 月27日（金）
（日曜日及び土曜日を除く。）
- (2) 受付時間
- 午前 9 時30分～正午、午後 1 時～午後 4 時
- 3 受付場所及び申請方法
- (1) 受付場所 奈良市役所 北棟 6 階 第23会議室
〈問い合わせ先〉奈良市総務部監理課
TEL 0742-34-4743
- (2) 申請方法 送付または持参受付とします。
(市内業者の方は持参受付のみになります。また、市外業者は可能な限り送付申請してください。)
(送付受付は 2 月 2 日から 2 月27日までの消印、受付有効とします。)
(後日、入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、連絡先・担当者名を明記し、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。)
- 4 郵送先
- 〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市役所 総務部監理課 物品入札担当
- 5 登録有効期間
- 2 年間（平成21年 4 月 1 日～平成23年 3 月31日）
- 6 その他留意事項
- (1) 新規に申請された方は、原則として 1 年間は指名を留保します。
- (2) 入札参加資格申請書一式は、奈良市ホームページに掲載されます。又、ホームページをご覧になれない方については、総務部監理課窓口にあります（平成21年 1 月以降）が、送付でのお取り寄せはできません。
- (3) 提出書類はクリアフォルダー（A4 透明）に入れて提出してください。
- (4) 継続の登録において会社名が変更（合併等）の場合は、旧名称を記載してください。

2	指名競争入札参加資格審査申請調書 (様式第2号-1) (様式第2号-2)	○	○	
3	契約実績調書 (様式第3号)	○	○	過去2年間の官公庁及び民間での契約実績について、詳細に記入してください。
4	資格(技術)者等調書 (様式第4号-1) (様式第4号-2)	○	○	営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する業者の方は、その免許等の写しを必ず添付してください。
	例-警備業法による認定・営業所設置届出・業務開始の届出、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録・院内清掃認定書等、消防設備士免状甲乙・点検資格者免状、電気工事士免状、毒物劇物一般販売登録票等の写しを必ず添付してください。			
5	使用印鑑届 (様式第5号)	○	○	奈良市との契約に際し、使用する印鑑を押印してください。
6	委任状 (様式第6号)	△		権限を代理人(支店長・営業所長等)に委任する場合 (注) 委任事項を限定するときは委任事項の内容で委任しない事項を抹消し、訂正印を押してください。また、追加事項があれば加えてください。
7	指名競争入札参加資格審査申請書受領書 (様式第7号)	○	○	住所・商号又は名称・代表者氏名を記入してください。
8	印鑑証明書(原本)	○	○	法人・・・法務局 個人・・・市町村
9	商業登記登記事項証明書(写し可)	○		法務局が証明するもの。
10	納税証明書(写し可) * 市内業者(本市に納税義務を有する者又は市外業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。) ・市・県民税(法人市民税) (最近2箇年分) ・固定資産税 (最近2箇年分) * 市外業者(国税) 個人・・・所得税 (その3又はその3の2) 法人・・・法人税 (その3又はその3の3)	○	○	個人・法人 平成19・20年度分の市・県民税(法人市民税)にあっては、入札参加資格審査申請時において平成20年度分が確定していない場合は平成18・19年度分)及び固定資産税 (市民税課で証明) (税務署で証明)
	納付証明書(写し可) * 本市の国民健康保険料を賦課された者 ・国民健康保険料 (最近2箇年分)		○	個人 平成19・20年度分の国民健康保険料(平成20年度分は、証明願申請日までに納期限の到来しているもの) (国保年金課で証明)
(注) ・○印は、各業者の方が必ず提出するもの。 ・△印は、必要な業者の方のみが提出するもの。 ・番号9・10の書類については、複写を認めます。				

留意事項

- 1 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には受付できません。
- 2 この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。なお新規に登録された方は、当初1年間は入札指名を留保します。
- 3 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
- 4 各証明書及び謄本は、発行日から3箇月以内のものを提出してください。
- 5 使用印鑑届は、実印でなくてもよいが、入札及び見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求・受領等に使用することとなるので十分留意してください。
- 6 書類を訂正する場合がありますので、できれば実印又は使用印鑑を持参してください。
- 7 納税証明書の申請には、印鑑（法人の場合には法人印）、納税義務者以外の者が申請をする場合には、納税義務者からの委任状が必要です。なお、納付証明書（市内個人業者のみ）の申請についても同様の手続きが必要です。
- 8 提出していただいた指名競争入札参加資格審査申請書類は、奈良市情報公開条例に基づき、開示請求があった場合は、開示の対象となります。

別表第2及び様式第1号から第7号まで省略

(平成20年12月15日揭示済)

奈良市告示第678号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成20年12月15日

奈良市長 藤原 昭

- 1 入札に付する事項
史跡大安寺旧境内塔院地区保存整備工事は35件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成20年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を含める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成20年12月18日までは閲覧コーナー、同月19日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便

- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり

- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成20年12月18日まで（奈良市の休日を含める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通

知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年12月19日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成20年12月15日揭示済)

奈良市告示第679号

奈良市観光自動車駐車場条例（平成12年奈良市条例第17号）第3条の3第2項の規定により次のとおり臨時に開場します。

平成20年12月15日

奈良市長 藤原 昭

施設名	臨時に開場する日時
奈良市転害門前観光駐車場	平成20年12月31日（水）午後8時～平成21年1月1日（祝）午前8時

(平成20年12月15日揭示済)

奈良市告示第680号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成20年12月15日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成20年12月15日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成20年12月15日揭示済)

奈良市告示第681号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第131条の規定に係る配当計算書（謄本）については、その送達を受けるべき者の所在地等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成20年12月15日

奈良市長 藤原 昭

- 1 送達をすべき文書
配当計算書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成20年12月15日揭示済)

奈良市告示第682号

平成20年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成20年12月15日

奈良市長 藤原 昭

1 この通知書の発送年月日	平成20年12月15日
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成20年12月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第51号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成20年12月1日

奈良市水道事業管理者
福村 圭司

- 1 入札に付する事項
送・配水管工事、市内朝日町二丁目地内（工事の種別、工事番号、工事名称、場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成20年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の

- 総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時
- 告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所
- 水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー
- 4 入札の場所
- 水道局4階 大会議室（北側）
- 5 入札の日時
- 別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項
- 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 郵便入札に関する事項
- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
- ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書
- 8 入札参加申請
- 入札参加を申請する者は、告示日から平成20年12月4日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。
- 9 入札参加資格の審査及び決定
- (1) 審査機関
- 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局

建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

- (2) 入札参加者の決定通知
- 平成20年12月5日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
- 奈良市法華寺町264番地1
- 奈良市水道局業務部経理課入札係
- 電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成20年12月1日揭示済）

奈良市水道局告示第52号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年12月2日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
丹甫管工	下間 頼信	奈良市西紀寺町45番地	平成20年11月17日

（平成20年12月2日揭示済）

奈良市水道局告示第53号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成20年12月8日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

名称	代表者氏名	所在地	指定日
荏原テクノサーブ株式会社 大阪支社	代表取締役 杉本 憲二	大阪府大阪市西淀川区佃4-7-3	平成20年12月1日

（平成20年12月8日揭示済）

奈良市水道局告示第54号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良

市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成20年12月15日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

1 入札に付する事項

鉛給水管布設替工事、市内朱雀一丁目地内ほか3件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成20年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成20年12月18日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成20年12月19日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成20年12月15日掲示済）

奈良市水道局告示第55号

平成21年度奈良市水道局建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成20年12月15日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

平成21年度奈良市水道局建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、平成21・22年度において、奈良市水道局が発注する建設工事、測量および建設コンサルタント等の競争入札に参加する者に必要な資格および申請方法等を定めたので、競争入札に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市外業者（市内に建設業法等に基づく本店および支店等を有しない者）については、今回は基準年受付となり、平

成21年度・平成22年度の2年間の有効期間となります。なお、市内業者（市内に建設業法等に基づく本店を有する者）および準市内業者（市内に建設業法等に基づく支店等を有する者）については、今回は追加年受付となり、平成21年度のみの有効期間となります。対象は、平成20年2月に申請されなかった方（新規に申請される方を含む）を対象とします。

1 入札参加者の資格

- (1) 成年被後見人および被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成19・20年度分の市県民税（法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成20年度分が確定していない場合は、平成18・19年度分）および固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 平成19・20年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。

2 受付期間

平成21年2月16日（月）から同月27日（金）まで（日曜日・土曜日を除く）

※送付分については、平成21年2月2日（月）から受付します。

3 受付時間

午前9時30分～正午、午後1時～午後4時

4 受付場所

奈良市役所庁舎北棟6階 第23会議室
＜問い合わせ先＞奈良市水道局業務部経理課
電話番号 0742-34-5200（代表）

5 申請方法

送付又は持参受付としますが、市外業者および準市内業者は可能な限り送付申請してください。（送付受付は2月2日から2月27日までの消印・受付有効とします。後日、指名競争入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、連絡先・担当者名を明記し、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。）

なお、市内業者は持参受付に限ります。

6 送付先

〒630-8001
奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局 業務部経理課 入札係

7 登録有効期間

- (1) 市外業者 2年間（平成21・22年度）
- (2) 市内業者・準市内業者 1年間（平成21年度）

8 有資格者の決定

資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。

9 その他留意事項

- (1) 申請書の添付書類が不足している場合および記載内容が確認できない場合には受付しません。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
- (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、入札参加資格を取り消す場合があります。

す。

- (3) 新規に申請された方は、原則として1年間は入札参加を留保いたします。
- (4) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合はその都度、業務部経理課に変更届を提出してください。
- (5) 提出書類はひもとじ又はファイルとじにして提出してください。（各項目ごとにインデックスを貼付）
- (6) 提出書類以外に必要なに応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

10 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

(1) 建設業者

建設業法第3条第1項に規定する建設業者で、かつ経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（平成19年10月1日から平成20年9月30日までの間に審査基準日を有するもの）を受けている者

＜市外業者＞（市内に建設業法に基づく本店および支店等を有しない者）

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（国土交通省（地方整備局等）様式）
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成19年10月1日から平成20年9月30日の間に審査基準日を有する最新のものの）
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
- ④ 工事経歴書
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可申請書（様式第一号および別表（役員名・営業所・当該支店又は営業所の有する許可業種を明らかにする部分）を含む写し）
- ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る）
- ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
- ⑨ 商業登記登記事項証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）
 - ・法人 （その3）又は（その3の3）様式
 - ・個人 （その3）又は（その3の2）様式

※ 税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

＜市内業者＞（市内に建設業法に基づく本店を有する者）

- ① 建設工事入札参加資格審査申請書（奈良市水道局の様式）
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成19年10月1日から平成20年9月30日の間に審査基準日を有する最新のものの）

- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿および工事経歴書（写し）
- ④ 建設業許可通知書（写し）
- ⑤ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
- ⑥ 商業登記登記事項証明書（写し）（法人のみ）
- ⑦ 納税証明書（写し）
- ・法人 平成19・20年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成20年度分が確定していない場合は、平成18・19年度分）および固定資産税に係るもの
 - ・個人 平成19・20年度分の市県民税および固定資産税に係るもの
- ⑧ 国民健康保険納付証明書（写し）（個人業者のみで平成19・20年度分に係るもの）
- ※ 官公需適格組合（事業協同組合の場合）については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿（組合員の商号又は名称、住所、電話番号および組合における役職名が記載されているもの）および審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

<準市内業者>（市内に建設業法に基づく支店等を有する者）

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（国土交通省（地方整備局等）様式）
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成19年10月1日から平成20年9月30日の間に審査基準日を有する最新のもの）
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
- ④ 工事経歴書
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可申請書（様式第一号および別表（役員名・営業所・当該支店等又は営業所の有する許可業種を明らかにする部分）を含む写し）
- ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る）
- ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
- ⑨ 商業登記登記事項証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 納税証明書（写し）
- ・法人 平成19・20年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成20年度分が確定していない場合は、平成18・19年度分）および固定資産税に係るもの
 - ・個人 平成19・20年度分の市県民税および固定資産税に係るもの
- ※ 税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

- 1 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
- 2 測量業者（測量法による登録業者）
- 3 建築設計業者（建築士法による登録業者）
- 4 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
- 5 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
- 6 その他（1～5以外で調査業務等について営業する者）

<市外業者・市内業者・準市内業者共通>

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（国土交通省（地方整備局）様式）
- ② 業態調査書（業態調査に記載のない業務については、余白に記入してください。）
- ③ 技術職員名簿
- ④ 営業に関し法律上必要とする登録の証明書（写し）
- ⑤ 財務諸表（直近1年度分）
- なお、建設コンサルタント業者、地質調査業者および補償コンサルタント業者にあっては、現況報告書を必ず提出すること。
- ⑥ 営業所一覧表
- ⑦ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る）
- ⑧ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）
- ⑨ 商業登記登記事項証明書（写し）（法人のみ）
- ⑩ 納税証明書（写し）
- ・市外業者
法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）
法人（その3）又は（その3の3）様式
個人（その3）又は（その3の2）様式
 - ・市内業者および準市内業者
法人 平成19・20年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成20年度分が確定していない場合は、平成18・19年度分）および固定資産税に係るもの
個人 平成19・20年度分の市県民税および固定資産税に係るもの
- ⑪ 国民健康保険納付証明書（写し）（市内個人業者のみで平成19・20年度分に係るもの）
- ※ 税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

様式省略

（平成20年12月15日揭示済）

奈良市水道局告示第56号

平成21・22年度奈良市水道局物品購入等指名競争入札参

加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成20年12月15日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

平成21・22年度奈良市水道局物品購入等指名競争入
札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11
第2項の規定により、平成21・22年度において、奈良市水
道局が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他奈
良市水道事業管理者が定める契約等の指名競争入札に参加
する者に必要な資格および申請方法等を定めたので、指名
競争入札に参加しようとする方は、以下の要領により指
名競争入札参加資格審査申請書（物品購入等）を提出して
ください。

- 1 指名競争入札（見積り）に参加する者に必要な資格
 - (1) 成年被後見人および被保佐人並びに破産者で復権を
得ない者でないこと。
 - (2) 平成19・20年度分の市県民税（法人市民税にあって
は、入札参加資格審査申請時において平成20年度分が
確定していない場合は、平成18・19年度分）および固
定資産税に係る滞納がないこと。
 - (3) 平成19・20年度分の国民健康保険料の滞納がないこ
と。（市内個人業者）
 - (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、
認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許
可、登録、認可等を受けていること。
 - (5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の
審査によりその内容が適正と認められること。

2 受付期間および時間

(1) 受付期間

平成21年 2 月16日（月）から同月27日（金）まで
（日曜日・土曜日を除く）

※送付分については、平成21年 2 月 2 日（月）から受

別表第 1

提 出 書 類

番号	書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明
1	指名競争入札参加資格審査申請書（物品 購入等） (様式第 1 号)	○	○	入札参加希望種目は別表第 2 の取扱種目一覧 表より 1 種目を選択し記入してください。
2	指名競争入札参加資格審査申請調書 (様式第 2 号－1) (様式第 2 号－2)	○	○	
3	契約実績調書・取扱種目 (様式第 3 号－1) (様式第 3 号－2)	○	○	過去 2 年間の官公庁および民間での契約実績 について、詳細に記入してください。
4	資格（技術）者等調書 (様式第 4 号－1) (様式第 4 号－2)	○	○	営業に関し免許、許可、登録、認可等を要す る業者の方は、その免許等の写しを必ず添付し てください。

付します。

(2) 受付時間

午前 9 時30分～正午、午後 1 時～午後 4 時

3 受付場所および申請方法

(1) 受付場所

奈良市役所庁舎北棟 6 階 第23会議室

<問い合わせ先>奈良市水道局業務部経理課

電話番号 0742-34-5200（代表）

(2) 申請方法

送付又は持参受付としますが、市外業者および準市
内業者は可能な限り送付申請してください。（送付受
付は 2 月 2 日から 2 月27日までの消印・受付有効とし
ます。後日、指名競争入札参加資格審査申請書の受領
書を送付しますので、連絡先・担当者名を明記し、80
円切手貼付の返信用封筒を同封してください。）

なお、市内業者は持参受付に限りです。

4 送付先

〒630-8001 奈良市法華寺町264番地 1

奈良市水道局 業務部経理課 入札係

5 登録有効期間

2 年間（平成21年 4 月 1 日～平成23年 3 月31日）

6 その他留意事項

(1) 新規に申請された方は、原則として 1 年間は入札指
名を留保いたします。

(2) 入札参加資格審査申請書一式は、奈良市水道局ホ
ームページに掲載します。また、ホームページをご覧
にできない方については、業務部経理課窓口で配布しま
すが、送付でのお取り寄せはできません。（申請書の
配布は平成21年 1 月 5 日以降になります。）

(3) 提出書類はひもとじ又はファイルとじにして提出し
てください。（各項目ごとにインデックスを貼付）

(4) 継続の登録において会社名が変更（合併等）の場
合は、旧名称を記載してください。

	例－警備業法による認定・営業所設置届出・業務開始の届出、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録・院内清掃認定書等、消防設備士免状甲乙・点検資格者免状、電気工事士免状、毒物劇物一般販売登録票等の写しを必ず添付してください。			
5	使用印鑑届 (様式第5号)	○	○	奈良市水道局との契約に際し、使用する印鑑を押印してください。
6	委任状 (様式第6号)	△		権限を代理人（支店長・営業所長等）に委任する場合 (注) 委任事項を限定するときは委任事項の内容で委任しない事項を抹消し、訂正印を押してください。また、追加事項があれば加えてください。
7	指名競争入札参加資格審査申請書受領書 (様式第7号)	○	○	住所・商号又は名称・代表者氏名を記入してください。
8	印鑑証明書（原本）	○	○	法人・・・法務局 個人・・・市町村
9	商業登記登記事項証明書（写し可）	○		法務局が証明するもの。
10	納税証明書（写し可） * 市内業者（本市に納税義務を有する者又は市外業者で市内に支店・営業所を有するものを含む） ・ 市県民税（法人市民税） (最近2箇年分) ・ 固定資産税 (最近2箇年分) * 市外業者（国税） 個人・・・・所得税 (その3又はその3の2) 法人・・・・法人税 (その3又はその3の3)	○	○	個人・法人 平成19・20年度分の市県民税（法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成20年度分が確定していない場合は、平成18・19年度分）および固定資産税（市民税課で証明） (税務署で証明)
	納付証明書（写し可） * 本市の国民健康保険料を賦課された者 ・ 国民健康保険料 (最近2箇年分)		○	個人 平成19・20年度分の国民健康保険料（平成20年度分は、証明願申請日までに納期限の到来しているもの）（国保年金課で証明）
11	カタログ・定価表等	△	△	
(注) ・○印は、各業者の方が必ず提出するもの。 ・△印は、必要な業者の方のみが提出するもの。 ・番号9・10の書類については、複写を認めます。				

留意事項

- 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には受付できません。
- この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。なお、新規に登録された方は、当初1年間は入札指名を留保いたします。
- 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。

ます。

- 各証明書および謄本は、発行日から3箇月以内のものを提出してください。
- 使用印鑑届は、実印でなくてもよいが、入札および見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求・受領等に使用することとなるので十分留意してください。
- 書類を訂正する場合がありますので、できれば実印又は使用印鑑を持参してください。
- 納税証明書の申請には、印鑑（法人の場合には法人

印)、納税義務者以外の者が申請をする場合には、納税義務者からの委任状が必要です。なお、納付証明書(市内個人業者のみ)の申請についても同様の手続が必要です。

8 送付の場合は、連絡先・担当者を明記してください。
(2月27日消印・受付有効)

この際、指名競争入札参加資格審査申請書受領書送付のため、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。

9 提出していただいた指名競争入札参加資格審査申請書類は、奈良市情報公開条例に基づき、開示請求があった場合は、開示の対象となります。

10 提出書類は、ひもとじ又はファイルとじ(様式第7号を除く)にして提出してください。

別表第2及び様式第1号から様式第8号まで省略

(平成20年12月15日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第52号

平成20年12月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成20年12月10日

奈良市教育委員会

委員長 冷水 毅

1 日 時

平成20年12月15日(月)

午後3時00分から

2 場 所

奈良市役所北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 平成20年度12月補正予算内示について

(2) 平成21年度予算要求について

(3) 平成21年(平成20年度)奈良市成人式について

議 事

議案第39号 平成21年度奈良市立中学校夜間学級生徒募集要項について

その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について 12月～1月

傍聴受付は、開催日の午後2時から午後2時50分までで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成20年12月10日揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会

奈良市選挙管理委員会告示第38号

平成20年12月2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の

合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項、第5条第15項及び第61条第11項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成20年12月2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 玉 永 進

50分の1の数 6,030人

6分の1の数 50,250人

3分の1の数 100,500人

(平成20年12月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第39号

平成20年12月2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成20年12月2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 玉 永 進

奈良選挙区 98,272人

月ヶ瀬選挙区 501人

都祁選挙区 1,727人

(平成20年12月2日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第20号

奈良市農業委員会平成20年12月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成20年12月1日

奈良市農業委員会

農地部会長 徳 西 利 和

記

1 日時

平成20年12月8日(月) 午前9時00分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

(1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について

(2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について

(3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

- (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
 - (5) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
 - (6) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について
 - (7) 水田利用転換届出について
 - (8) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
 - (9) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
 - (10) 許可・受理の取消しについて
 - (11) 知事許可について（11月許可分）
 - (12) 非農地証明について（11月分）
- （平成20年12月1日揭示済）